公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会

令和3年度

事業計画並びに予算(案)

令和3年度事業計画

- I 環境認識
- 1 法人を取り巻く状況

平成26年7月の「社会福祉法人制度の在り方について」報告書、平成28年3月公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、社会福祉に従事する者に対する在り方が示された。社会福祉に従事する法人として当法人もそれに則り、事業を進めていく。その内容は、①地域における公益的な活動の推進、②法人運営の透明性の確保、法人の監督の見直し、③法人組織の体制強化、法人の規模拡大、が主要なものであり、「法人組織の体制強化、規模拡大」に関連して、社団型社会福祉法人や規模の大きな法人との合併などが提案されており、連携型の社団型社会福祉法人について、具体的な検討が進んでいる。

今後も国における検討状況を注視し、検討結果も踏まえつつ「名古屋市にじが丘荘」の中・長期計画「平成30年度~39年度」の中間年である令和5年度には、第5期指定管理者への申請に向けて、法人の社会福祉法人化や社団型社会福祉法人への参加、法人合併等を検討し、方向性を決定していかなければならない。

2 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」を取り巻く状況

全国の母子生活支援施設は施設数、定員充足率ともに減少し、その結果暫定定員の施設も5割になる。公立公営施設は大半の施設が消滅しており、残りの施設も充足率は低い。 入所世帯では、障害のある母親が増加しており、ことに精神障害のある母親の割合は平成20年度14.4%から平成30年度19.3%へと増加している。知的・発達・精神等に障害のある子どもの入所も増加している。愛知県・名古屋市の母子生活支援施設も同様であり、精神・療育・身体障害をもつ母親の割合は精神科通院や手帳取得可能性のある者を含めると平成30年度は37.1%であった。

出産(可能)年齢女性の減少、男女を問わない婚姻率の低下、総人口の急速な減少により、今後とも母子生活支援施設の施設数、入所世帯数は減少見込みであり、これまでの施設運営のままでは、いずれ再編や一部消滅は避けられないと考えられる。

本法人は名古屋市にじが丘荘の運営のみを受託する小規模な公益財団法人であり、財務 基盤の弱さから「地域における多様な(公益的)取り組み」は十分できているとは言い難い。令和2年度はコロナ禍もあり、地域における公益的な取り組みの実践例の調査を行えなかったが、可能な限り地域における公益的な取り組みの幅を広げる方策を具体化していく。また、「名古屋市にじが丘荘」としては、精神・発達・知的障害者に対する支援方法の確立、外国人に対する支援ノウハウの蓄積、ひいては精神科医療機関との連携、スーパービジョンの体制確立を図り、支援方法の構築を早急に行うことが極めて重要である。

Ⅱ 運営理念

名古屋市千種母子福祉協会は昭和31年に千種区内(当時)民生事業関係者の浄財により、財団法人として設立された。こうした経過から本法人は、

『地域住民とともに 利用者の自立促進を図り 母子福祉を増進する』 ことを運営理念としており、この運営理念を母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の 運営理念ともしてきた。移転後は国の方針を踏まえ「地域住民とともに 利用者の自立促 進を図り ひとり親家庭の福祉を増進する」に改め、この運営理念を新しい母子生活支援 施設の運営理念としていくものである。

Ⅲ 基本方針及び本年度の重点項目

1 基本方針

近年、母子生活支援施設の利用者の姿は急激な変貌を遂げている。この急激な変化と新たに求められている役割に応える必要がある。新施設としても、国が構築を計画しているひとり親家庭に対する支援システムの進捗状況と名古屋市が策定した社会的養育推進計画も踏まえ、ひとり親家庭が孤立することなく生活していけるよう新しい支援を展開する必要があり、ひとり親の短期入所、妊娠期から産前産後の支援を含め可能な部分は取り組みを進めていく。

時代は変わり、対象は母子からひとり親に変わったが、千種母子福祉協会の原点である 地域住民とともに、利用者の自立促進を図り、ひとり親家庭の福祉を増進するという設立 理念に立ち返り、上記の視点と運営理念に基づき、母子生活支援施設運営指針(平成24年 3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にも則り、定款第4条の公益目的を 達成することができるよう、以下の基本方針に基づき運営を行う。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援する。 支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守する。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きて行こうとする気持ちや力が損なわれている。安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するとともに、職員による宿直体制や防犯カメラの設置・警備契約により安全を確保する。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供する。

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育等を通じて子育て支援を行う。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて母子関係の調整も図る。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科への受診やカウンセリングを受けられるようにする。

⑥ 地域との緊密な関係づくりと施設のオープン化

施設は地域の支えなくしてはなりたたない。地域に根付いていくため、町内会、子ども会等に加入し、各種行事に参加するとともに会費負担し、役職も引き受ける等地域の一員としての役割を果たし、地域との緊密な関係づくりに努める。

実習生、ボランティアを積極的に受け入れることにより施設の閉鎖性を解消し、オープンな施設運営に努める。

⑦ 関係機関との連携

関係機関とのネットワークを大切にし、福祉、医療、行政、教育等を始めさまざまな分野にわたる関係機関との連携を図っていく。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上が求められる。策定した「職員研修計画」に基づき、カンファレンス等の場を活用したOJTや各種研修への積極的参加とともに自己研鑽に努める。また、母子生活支援施設に必要な人材確保を図っていく。

2 本年度の重点項目

にじが丘荘の事業運営に当たり本年度は、次の重点項目に留意しつつ運営していく。

(1) 法人運営

令和3年の事業年度開始前に事業計画、収支予算書等を行政庁に提出する。6月に

は<u>令和2年</u>の事業年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁へ提出するとともに、閲覧請求があれば市民に開示を行うことができるよう事務所に備え置くものとする。

現在、新型コロナウイルス感染症の第三波が世界を襲っているが、そうした中でも可能な範囲で、令和2年度に計画し、実施できなかった多機能化のための他施設調査などを進めるとともに、新たに作成した運営方針に基づき、新施設の運営が混乱することなく、着実に北千種地内で住民に受け入れられ、地域と一体となって課題を達成していくことが重要である。それをどのように具体化させていくかが、今年度の最大の課題となっている。

(2) にじが丘荘運営

にじが丘荘の運営について、本年度は次のような取り組みを進める。

① 組織的な取り組みの推進

令和3年3月の千種区北千種二丁目への移転により、地域との新たな関係づくりが 重要な課題となった。また、これまでの施設には無かった地域交流室の設置など建物 設備面の変化や新たな運営方式を取り入れるなどの注意深い、組織的な取り組みがこ れまでにも増して重要となった。

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全員で 合議して自立支援計画を検討・策定するとともに、入所から退所後のアフターケアま での具体的な支援についても組織的な取り組みを引き続き進めていく。

子どもの自立支援計画も策定しており、子どもの課題を正確に把握し、的確な支援を進めるため、その評価を踏まえ、より適切なものにするよう継続的に検討している。 移転に伴い、利用者支援マニュアル始め各種マニュアルの変更を行ったので、運営 に当たって、マニュアルの検証を行っていく。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害を受けたり、虐待を受けたりした利用者の心的外傷に対しては、精神科に 受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。母子の心のケアを図るため、カウンセ リング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラ 一の情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るよう努める。

③ 市外からの利用者の受け入れ実績の確保

母子生活支援施設における広域入所促進事業については、この制度の趣旨を踏まえ、 従来からの基本方針に基づき、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を、住所 地から離れた母子生活支援施設として広域的に受け入れていく。

④ 利用者負担金の適正な管理

利用者の負担金については、速やかに収入手続をとり、金融機関に預け入れ、遺漏のないよう安全確実な管理を行う。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき、緊急に保護を必要とする母子等を受け入れ、必要な援護と相談・指導を実施する。

⑥ 地域支援

施設の多機能化は、本法人・施設にとって取り組まなければならない重要な課題で ある。新施設では、令和5年度開始を目標に施設の特性を生かして地域支援事業を実 施していく。事業の方向性は、地域のひとり親家庭への支援であり、また発達障害や 不登校の子どもたちに対する支援である。

<u>コロナウイルスの感染状況にもよるが、ニーズ把握のため、関係機関に対する調査</u>や地域住民に対する相談援助を通した具体的な福祉ニーズの把握を行う。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

母親と子どもを尊重した支援と社会的養護についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持って、日々の支援において実践する。

にじが丘荘が行う支援について事前に説明し、母親と子どもが主体的に決定できるよう支援する。支援の内容の改善に向けた取組を行う。

児童虐待対応マニュアル、同チェックリストに基づき、いかなる場合においても、 職員はいうまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な かかわりを起こさないよう権利侵害を防止する。

Ⅳ 事業計画

コロナウイルスの感染状況がどのように推移するか不明なので、令和3年度の事業計画 についてどこまで実行できるか不透明な点があるが、感染対策に最大限留意しつつ、事業 運営を図っていく。

母子生活支援施設の入所者は、近年DV被害や児童虐待、様々な障害など重い課題をもった世帯の利用が大部分を占める。DV被害の陰に児童虐待が存在し、背景に母親の障害が隠れているケースが多い。母親や子どもの障害の特性を踏まえ、どこまで支援するかを入所者と共有し、日常生活支援を行っていくよう注意しなければならない。

なお、移転を前にして利用世帯数の大幅な減少があったので、令和3年度は関係機関と も調整し、新規ケースの計画的な入所を図っていくものとする。

(1) 母親に対する支援

職員は、「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの

自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心がけ、下記の取り組 みを進める。

① 自立支援計画の策定

入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、方向に基づき必要な援助を行い、一定の期間経過後、援助の過程で明確になった課題に対して、母親の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定する。自立支援計画は、支援に当たる職員全員で合議の上決定する。継続して利用している母親についても少なくとも年1回以上、個人懇談会を開催し、課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決を図っていくものとする。

② 経済的支援

入所時にまったく所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度で一時的に生活ができるよう関係行政機関に協力の依頼を行う。また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに従い金銭管理を行う。児童扶養手当、ひとり親家庭手当等の受給、母子医療(ひとり親家庭医療助成)、乳幼児医療制度の利用手続き、必要な場合には離婚調停、裁判離婚手続き等の支援を行う。

③ 離婚等の支援

離婚後の生活についてなど課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援していく。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、調停、裁判手続き等により離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得等課題解決できるよう支援を行う。

4 就労支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に対する就労支援を図る。時にハローワークへの同行、福祉事務所の支援相談員につなぐなどの支援を行う。障害を持った利用者も増加しており、就労に関しては従来の関係機関だけでは不十分となってきた。そのため、新たに地域の各種支援センター等との連携を築いていく。また日本語の話せない外国籍の利用者も多く、安定した就労を図るためにはまず日本語の習得が大切となるので、日本語教室等への通学を支援し、その後就労先を探す支援を行っていく。日本人のみならず、将来の経済的自立の一助となるよう資格取得のための支援策も取り入れる。さらに、支援の一助として入園前の乳幼児保育や、保育園への送迎などを行う。

⑤ 住宅入居支援

公営住宅等への入居募集情報等の把握に努め、希望者の入居支援を図る。自立に向けた取組みを進めている世帯で希望する者には市営住宅のあっせん入居の支援を図る。公営住宅入居がなかなか決まらない利用者については、不動産仲介業者等を通じた入所支援を図る。

⑥ D V 被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合には、「DV防止法」に基づく保護命令の取得、「ストーカー行為等規制法」に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないような措置手続き、非常事態の際の警察の出動依頼などにより保護に努める。

⑦ その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、児童虐待の恐れのあるケースなど個別対応の必要なケースが非常に増加している。そのようなケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛ける。必要に応じて母子支援員等による課題に対応した各種相談・支援を行う。

(2)子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりをすすめていく。 子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、子ども自身が母親のみならず、職 員からも大切にされていると思えるよう、声掛けと丁寧な応対に心掛けていく。

① 子どもの発達支援計画の策定

子どもの心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、子どもと面談し、母の意見も聴いた上で、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。この発達支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにする。定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う。現在は小学3年生以上の学童に対して行っているが、小学1年生から発達支援計画を策定していく方向で進めていく。

② 子どもの健全育成

子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。児童相談所、福祉事務所、 学校、保育園、民生委員・児童委員等との連携により、子どもの健全育成に努める。 乳幼児については、入所と同時に入所可能な保育園を探して、就労支援・発達保障 の一助とする。また、病児保育等補完保育を実施する。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して、就学を支援する。下校後 や長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図る。 28 年度に名古屋市と名古屋市子ども会育成連絡協議会は、子どものいじめなどに対する対策として地域の目としての子ども会と、学校がより密に連携をとっていくことを約束した。残念ながら上野学区には地域子ども会がないが、職員は地域の目として学校と一層の協力関係を築いていく。

③ 学習や進路、悩み等の相談支援を行う。

学童は学習の遅れが目立つ子どもも多い。子ども達が社会に出て生きていくために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学童の学習支援を実施する。<u>にじが丘荘ではこれまで十分な学習環境を提供できなかったが、令和元年度よりNPO法人の協力も得て、学習支援を行う形に改めたところであり、新施設でも継続するとともに、学習室にeラーニングの環境を整え、発達障</u>害や不登校の子どもたちも、自律的に学習できるよう目指していく。

進学・就職への支援は、母親と子どもの意向をくみ取り、学校と連携して情報提供 を行いながら、具体的な目標を定めて行う。

④ 子どもの権利擁護

職員が子どもと個別にかかわる機会を作り、暴力によらないコミュニケーションができる大人のモデルを示す。そのことにより、子どもが自分の思いや気持ちを話せる時間を持てるようにする。

医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な 支援を行う。児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して 対応する。被虐待児童に対しては、必要に応じて臨床心理士による心理判定や児童 精神科医との連携などの児童相談所機能を活用する。

(3) 母子等の心理的ケア

母親は、精神症状がある者、DV経験のフラッシュバックで眠れない者、自身の複雑な成育歴に起因する問題で不安定な状態にある者など様々な困難な状態に置かれている。子どもたちも長年の虐待やネグレクトなどにより愛着形成が未熟な者が多い。また、母や子どもで発達障害と診断されるケースほど、愛着の問題が絡まっており、そのことで症状が複雑化し、対処しにくくなっている。

これらの対応として、精神病院、クリニックへの受診、療育センターへの通所による 治療・療育が受けられるようにするほか、にじが丘荘での心理的支援・個別相談を設定 し、心理的なケアを実施していく。

① 心理的支援

心理療法(カウンセリング)を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、夫からの暴力を受けた母子、愛着障害や発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理的ケアを実施していく。また、カウンセリングによるケ

アにとどまらず、心理検査や生活場面全体を通した心理アセスメントを行い、リスクマネジメントを含めた心理的支援の充実を図っていく。

② 個別相談

生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児等への随時のケアを行う。また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じる。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理 的負担を軽減するよう努める。

(4) 退所者のアフターケア

「退所後支援計画」を策定しており、組織的なアフターケアの実施について社会資源 との連携や活用を充実していく。

① 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談、支援 精神不安定・情緒不安定な者に対する相談

母子関係の調整

子育て相談(育児、しつけ)、進学相談、子どもの就労相談 復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

② 安否確認

例年、にじが丘荘で行う「餅つき大会」に、年度を5年迄さかのぼる退所者に招待状を送り、安否確認を実施している。<u>コロナウイルスの感染状況にもよるが、今年度は新たな地での餅つき大会になるので、開所記念事業としての位置づけのもとに行う。</u>

③ 学童キャンプ等行事や学習会への参加

退所間もない児童には、学童キャンプ等にじが丘荘の行事について、案内状を送付し参加を案内する。また、<u>夏休みなど荘内で行っている学習会にも退所児童の受け入</u>れを検討していく。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応 入所した母子等からの苦情、意見等について、次のような対応を図る。

① 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出してもらい対応を検討し、結果を回覧板や通信紙で周知を図る。

② 自治会懇談会

年3回実施する全員参加の自治会懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい 必要な対応を図る。

③ 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等 その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応する。

4) 苦情等解決制度

①から③の対応によっても解決できない場合、苦情解決制度(「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき要望等解決委員3名を委嘱)に基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努める。

また、当法人独自の制度では信用できない入所者に対しては、愛知県社会福祉協議会の「福祉サービス苦情解決制度」も利用することが出来る事を周知している。

(6) 意向調査

職員は、日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、ニーズ調査を行い、改善すべき課題を発見し、課題解決に取り組むことが重要である。

母親と子どもの意向・二一ズ等を定期的に調査把握することは課題の発見、対応策の評価、業務の見直しの検討材料であり、調査結果を活用し、生かしていくための組織的な取り組みが重要だと考えている。

① 利用者満足度調査

指定管理を受けてからは、年1回原則12月に利用者全員(母のみ)に利用者満足度調査を実施し、市子ども福祉課に報告するとともに、利用者支援の向上を図っている。

② 自立支援計画策定に向けての意向調査

自立支援計画策定のための個人懇談会前に、意向調査票を配付し、ヒアリングを実施し、自立支援計画の内容に反映するようにしていく。

③ その他のヒアリング

毎月1回輪番制の各階の組長連絡会、年3回の利用者全員による自治会懇談会においてヒアリングを実施し、利用者のニーズ、不満などを把握したうえで、改善策を検討し、それにより必要な業務の見直しを組織的に続ける。

(7) 個人情報管理及び情報公開

入所者の個人情報及び名古屋市にじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図る。

① 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市 千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応する。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知し徹底する。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、厳重に管理する。

② 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開する。

(8) 災害等への対策及び対応計画

災害等への対策及び対応については、次のような対応を図る。

① 災害等への対策の基本的考え方

地震・火災等の災害に的確に対処するため、年間防災訓練計画を策定し、計画に沿って実施する。

地震・火災等に対する利用者の心構えを醸成するため、年3回行う自治会懇談会での周知を図る。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」及び「防火管理に係る消防計画」等に基づき適正な対応を図る。

② 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、周知 改善を行う。廊下等避難路に私物が置いてある場合は、入所者に説明し対処する。

③ 緊急時対応

地震、火災、その他の災害時には、「緊急時の対応について」マニュアルや前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」等に基づき対応することを基本に、的確に対応する。不審者侵入及び急病人の発生時の対応については、具体的手順を「緊急時の対応について」マニュアルを策定しており、それに基づき対応していく

(9) 施設管理の実施計画

施設の保守管理と修繕についての基本的な対応は次のとおり。

① 施設保守管理

入所者の<u>居室の利用状況がどのようなものになるか不明なため、居室の定期点検を毎月行う。</u>排水管の状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を行い、不具合等があれば早急に改善する。

② 会計管理

名古屋市との間で、「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会管理規程」を定めているほか、会計については公益法人会計基準(新基準)及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、財政状態、経営成績を適正に把握し、実施するため、引き続き税理士法人との顧問契約を継続する。

- (10) 法人事業計画、にじが丘荘行事(事業)計画及び年間防災訓練計画
 - ① 法人事業計画「令和3年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画」のとおり
 - ② にじが丘荘行事(事業)計画 「令和3年度名古屋市にじが丘荘事業計画」のとおり
 - ③ 年間防災訓練計画「令和3年度年間防災訓練計画」のとおり

令和3年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画

令和3年4月1日~令和4年3月31日

1 会議

事業名	実施期日	開催場所	事業内容
第1回理事会	令和3年 5月28日	理事会	• 千種区役所第1会議室
第1回評議員会	令和3年 6月14日	評議員会	· 千種区役所第1会議室
第2回理事会	令和 4 年 3 月 7 日	理事会	・ 千種区役所第1会議室
第2回評議員会	令和 4 年 3 月 18 日	評議員会	・ 千種区役所第1会議室

2 全国研修等

実施期日	研 修 名		
令和3年6月	・ 第43回全国母子生活支援施設職員研修会 ・ WEB開催		
令和3年6月~7月	・ 東海北陸ブロック母子生活支援施設研究協議会・ WEB開催		
令和 3 年 10 月 19 日 ~10 月 20 日	第65回全国母子生活支援施設研究大会 会場:神戸市(開催方式は変更の可能性あり)		

令和3年度名古屋市にじが丘荘事業計画

月	児童関係行事	母親関係行事	母子共通行事
4	•学童新年度説明会	•自治会懇談会	
4	・お楽しみ会	・ゴキブリ駆除	
5	・お誕生日会		•東山園遊会招待
	- ら誕エロ云 - - ・母の日のプレゼント作り		(小 1~3 年生の母子)
	・母の自のプレビンド作り		・端午の節句会
6	・お楽しみ会		•春季健康診断
	られての大		・親子レクリエーション
	・七夕会		
	•夏休み計画会	•自治会懇談会	
7	・海の家	・学童の母親と少年指導員の懇談会	
	•昼食会	(夏休み懇談会)	
	・プール水泳教室		
	・プール水泳教室		
8	・学童キャンプ		・親子海水浴
°	•昼食会		- 机丁/再小/口
	•夏休み反省会		
9	・お誕生日会		•市防災訓練
10	・お楽しみ会		
11	- わ瓢井口会	·大掃除係会議	•秋期健康診断
11	・お誕生日会	·自治会懇談会	·地域交流行事
12	•学童大掃除	# #	・クリスマス会
	・クリスマス会	·	・炊き出し訓練
	•年賀状展		
1	かきぞめ会		・鏡開き ぜんざい会
	・お誕生日会		
2	・お楽しみ会		
3	・お誕生日会	•自治会懇談会	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・学童の母親と少年指導員の懇談会	・ひなまつり会
	- 丁里吹凹云	・新1年生の母親と少年指導員の懇談会	
定		・個人懇談会(自立支援計画)	
期的	│ ・児童面談	•個人怒談会(自立支援計画) •個人懇談会(退所後支援計画)	。2.29 英性 9. 2.11 甘B:25 八/ 号川 6.本
に実			・避難&初期消火訓練
<u>夫</u> 施	(発達支援計画)	・組長連絡会	・命と体の教室(児童向け性教育)
定期的に実施(適宜)	·学習会	・ゴミステーション掃除当番(毎週当番)	・書写(硬筆)勉強会
흥		·居室点検(毎月) 	

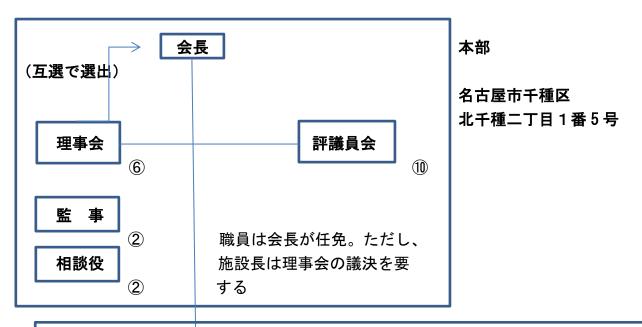
令和3年度年間防災訓練計画

	訓練想定	訓練内容	訓練日時
4月	地震発生	放送にて、揺れがおさまるまでの待機を呼びかける(シェイクアウト)。揺れがおさ	第二回会議日16時
		まったタイミングで地域交流室前の広場に避難するよう放送を入れる。1~4号室利	~
		用者、10~11号室利用者は非常階段を, 5~9号室、12号室利用者は中央階段を	※非常階段の破壊錠のカバ
		使用し正面玄関から避難する。(避難時はヘルメット着用)	一を取り外しておくこと
5月	地域交流室より	職員は荘内放送を入れ、利用者に対して避難時には必ずハンカチ等で口と鼻を塞	"
	出火	ぐよう伝える。全号室の利用者は中央階段を使用し、洗濯室から非難する。	
6月	洗濯室より出火	雨季にて, 乾燥機の連続使用により出火。全号室利用者は中央階段を使用し正	"
		面玄関から避難する。	
7月	夜間火災同時	火災発生。21時以降の職員1人体制を想定。非常ベルの鳴動に気づき、出火場所	
	発生。荘全体に	の特定をしたが初期消火が失敗したと想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、	第一回自治懇日18
	延焼	119番通報。避難場所に行き点呼をとる。	時30分~
8月	地震発生	放送にて、揺れがおさまるまでの自宅待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒お	第二回会議日
		いたのち、揺れがおさまったタイミングで地域交流室前の広場に避難するよう放送	16:00~
		を入れる。1~4号室利用者、10~11号室利用者は非常階段を、5~9号室、12号室	※非常階段の破壊錠のカバ
		利用者は中央階段を使用し正面玄関から避難する。(避難時はヘルメット着用)	一を取り外しておくこと
9月	地域交流室より	職員は荘内放送を入れ、利用者に対して避難時には必ずハンカチ等で口と鼻をふ	"
	出火	塞ぐよう伝える。全号室の利用者表は中央階段を使用し洗濯室から避難する。	
10月	洗濯室より出火	乾燥機より出火。全号室の利用者は中央階段を使用し、正面玄関から避難する。	"
11月	夜間火災同時	火災発生。21時以降の職員1人体制を想定。非常ベルの鳴動に気づき、出火場所	第2回自治懇日
	発生。荘全体に	の特定をしたが、初期消火が失敗したと想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、	18時30分~
	延焼。	119番通報。避難場所に行き、点呼をとる。	
12月	地震発生	放送にて、揺れがおさまるまでその場で待機を呼びかける(シェイクアウト)。揺れ	第二回会議日
		がおさまったタイミングで地域交流室前の広場に避難するよう放送を入れる。1~4	16時~
		号室利用者、10~11号室利用者は非常階段を, 5~9号室、12号室利用者は中央	※非常階段の破壊錠のカバ
		階段を使用し正面玄関から避難する。(避難時はヘルメット着用)	一を取り外しておくこと
12月	炊出訓練	名古屋市内で震度7の大地震発生。にじが丘荘の建物に倒壊の危険がないと判	大掃除後
		断し、にじが丘荘に戻り避難生活をする。防災備蓄品その他、各家庭の食品を持	
		ち寄り避難生活を始める。地域交流室前の広場を利用。	
令 和 4	地域交流室より	職員は荘内放送を入れ、利用者に対して避難時には必ずハンカチ等で口と鼻をふ	第二回会議日
年1月	出火	塞ぐよう伝える。全号室の利用者表は中央階段を使用し洗濯室から避難する。	16時~
2月	洗濯室から出	乾燥機より出火。全号室の利用者は中央階段を使用し正面玄関から避難する。	"
	火		

3月	夜間火災同時	火災発生。21時以降の職員1人体制を想定。非常ベルの鳴動に気づき、出火場所	第三回自治会懇談
	発生。荘全体に	の特定をしたが、初期消火が失敗したと想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、	会日
	延焼。	119番通報。避難場所に行き、点呼をとる。	18時30分~

- ※ここで言う地震訓練の想定は震度6弱以上の地震を指す。
- ※12月大掃除後に、炊き出し訓練を実施する。
- ※毎月の避難訓練時において、初期消火訓練を実施する。
- ※初期消火訓練は全利用者の母すべてに経験をしてもらう。
- ※自治会懇談会日には通報訓練を行う。なお、消防に事前に届出を行う。

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 名 古 屋 市 に じ が 丘 荘 」事業・組織体系図(R3.4.1 現在)



[公1:母子生活支援施設等運営事業:名古屋市にじが丘荘]

◎<u>荘長=施設長(法人事務局長を兼務)</u>指揮監督

- 〇 主任
- ı
- ◎ 母子支援員 ④+1
- ◎ 少年指導員兼書記 ④ (+① +①は名古屋市の措置)
- ◎ 被虐待児個別対応職員 ①
- ◎ 保育士 ①
- ◎ 嘱託医(非常勤)①
- 〇 その他運営に必要な職員
- 事務員(経理担当職員) 1
- 業務員 1
- · 心療法担当職員 2
- · 母子支援補助職員兼宿直専門員 1
- ・ 宿直専門員 1
- ◎印は、厚生労働省が平成27年3月17日に開いた全国児童福祉主幹課長会議にて指示し配置が認められた職員で〇印内のアラビア数字は、基準定数を示す。 それ以外の〇印内のアラビア数字は、実人員を表す。